

平成24年1月10日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

東日本大震災復興特別区域法に基づく
特別養護老人ホームにおける特例措置の取扱いについて

平成23年12月22日、「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）が公布され、東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定地方公共団体における特別養護老人ホームについて、他の病院若しくは診療所、介護老人保健施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと認められるものについては、配置医師を置かなくても良いという特例措置が設けられたところでもあります。

これに伴い、配置医師の特例措置の認定を受けた場合、当該特別養護老人ホームと連携する病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は他の特別養護老人ホームの医師が定期的に特別養護老人ホームに訪問して医学的健康管理を行う場合の診療報酬の請求に関しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に規定する配置医師と同じ扱いとし、初診料、再診料及び往診料等が算定できないこととなりますのでご連絡申し上げます。

〈添付資料〉

「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に基づく特別養護老人ホームにおける特例措置の取扱いについて

(平 24. 1. 5 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

〈参考資料〉

1. 東日本大震災復興特別区域法資料（医療、福祉等 抜粋）
(2011年12月 東日本大震災復興対策本部事務局)
2. 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令
(平 23. 12. 22 内閣府・厚生労働省令第9号)
3. 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の公布について（通知）
(平 23. 12. 22 医政発 1222 第12号・薬食発 1222 第1号・老発 1222 第2号
厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長)

事務連絡
平成24年1月5日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に基づく特別養護老人ホームにおける特例措置の取扱いについて

標記については、「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号。以下「復興特区省令」という。）が公布され、特定地方公共団体における特別養護老人ホームについて特例措置が設けられたが、その取扱いについて下記のようにすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

当該特例措置に基づき、復興特区省令第7条の適用を受けて、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は他の特別養護老人ホームの医師が定期的に特別養護老人ホームに訪問して医学的健康管理を行う場合の診療報酬の請求に関しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成21年3月31日保医発第0331002号）に規定する配置医師と同じ扱いとし、初診料、再診料及び往診料等が算定できないこと。

東日本大震災復興特別区域法資料

東日本大震災復興対策本部事務局
2011年12月

東日本大震災復興特別区域法の対象区域



北海道: 広尾町 浜中町
 青森県: 八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
 岩手県: 県内全市町村
 宮城県: 県内全市町村
 福島県: 県内全市町村
 茨城県: 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市
 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市
 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひ
 たちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市
 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市
 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉
 市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町
 美浦村 阿見町 河内町 利根町
 栃木県: 宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市
 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市
 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
 高根沢町 那須町 那珂川町
 埼玉県: 久喜市
 千葉県: 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市
 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫
 子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市
 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町
 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
 新潟県: 十日町市 上越市 津南町
 長野県: 栄村

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣の認定

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

内閣総理大臣に提出

計画の公表

特例の追加・充実

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特別措置
- ・利子補給

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・使途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

3

復興推進計画の作成について

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。民間事業者等からの提案も可能。
国の認定を受けることにより、規制の特例等が適用。

復興推進計画の作成

地域協議会

(設置は任意。ただし一部の特例等を活用する場合等は必置)

意見聴取

(県・市町村は、関係地方公共団体及び復興推進事業の実施主体への意見聴取が必要)

復興推進計画の申請(復興局へ)

同意手続

(復興庁において、関係行政機関の長の同意手続を行う)

復興推進計画の認定(復興庁)

- 規制の特例等を活用した事業の実施
- 税制の特例を講じる事業者の指定 等

《復興推進計画に位置付ける事項》

- ・規制の特例措置
- ・課税の特例措置
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

《留意事項》

- ・計画作成主体と記載事項は、柔軟に設定可能
- 例①: 県が産業集積関係の税制上の特例、市町村が公営住宅の整備等、県と市町村が分野毎に役割分担して計画を作成
- 例②: 県が複数市町村の区域についてまとめて計画を作成
- 例③: 計画の一部事項から作成し、その後、計画を拡充・変更
- ・復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つまとめての作成も可能
- ・作成している県・市町村の復興計画に復興特区の計画事項の記載も可能
- ・事前相談も実施
(復興庁・復興局設置までは、復興対策本部事務局、現地対策本部事務局)

《計画の概要(記載事項)》

- ①復興推進計画の区域、目標、取組内容
- ②「①」で実施する各特例を適用する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容
- ③復興産業集積区域、復興居住区域等の区域(税制の特例適用^(※)等、必要な場合のみ)
- ④「③」で実施する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

(※)産業集積関係の税制上の特例を活用する場合には、復興産業集積区域の設定が必須。
優良賃貸住宅関係の税制上の特例を活用する場合には、復興居住区域の設定が必須。

* 計画の認定後の変更は随時可能。

4

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例

- ① 住宅の確保
 - ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
 - ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮
 - ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続の簡素化
- ② 産業の活性化
 - ・ 食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等)の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
 - ・ 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例
 - ・ 漁業権の免許に関する特別の措置
 - ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
 - ・ 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化
 - ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和(政令事項)
 - ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
- ③ まちづくり
 - ・ 建築基準法における用途制限に係る特例
 - ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化
 - ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例
 - ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例

5

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例(続き)

- ④ 医療、福祉等
 - ・ 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例
 - ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
 - ・ 被災地における医療・介護確保のための特例(省令事項)
 - 病院の医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
 - 病院等以外の者による訪問リハビリ事業所の開設に係る弾力的対応
 - 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
 - ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)
 - ⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例
2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は復興庁(※)と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応
 3. 施行令又は復興庁令(※)・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキーム

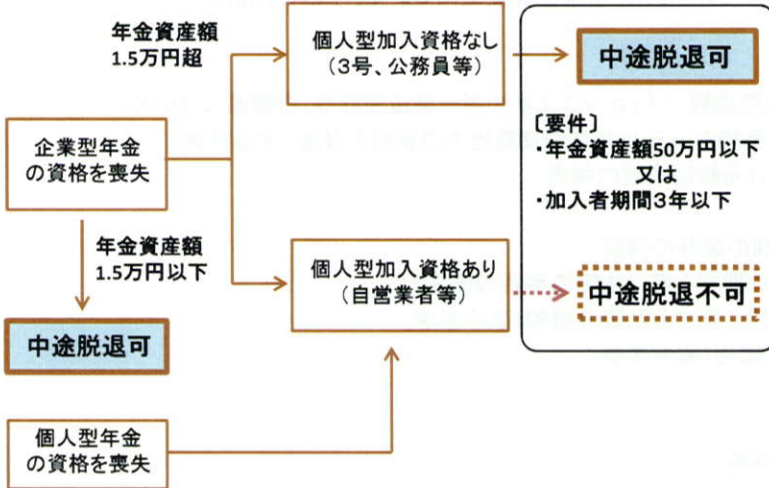
(※)復興庁が設置されるまでの間は、復興庁は内閣府、復興庁令は内閣府令

6

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
 確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和（確定拠出年金法の特例）

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者については、確定拠出年金制度からの中途脱退を可能とする。

【現行】年金資産額が少額な場合等のみ中途脱退が可能



特例の内容

◎震災により住居又は家財が損害を受け、退職等した加入者であった者について、一定の要件を満たす場合に脱退一時金の支給を認める。

【要件】

<企業型>

- ①震災発生から2年以内に震災により退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

<個人型>

- ①震災発生から2年以内に運用指図者となり、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

☆今後の手続

被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の振興に係る事業(例:商店街の復興や災害に強い街づくり等)を盛り込んだ復興推進計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受ければ、その日以後、平成27年度末までの間、特例措置が適用される。

33

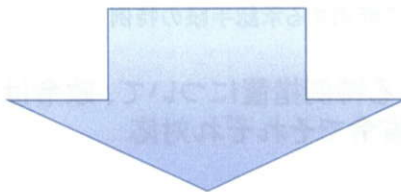
復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（薬事法施行規則の特例）

【規制の現状】

薬事法において、医療機器の製造販売業者は「総括製造販売責任者」を、製造業者は「責任技術者」を置かなければならないとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験の要件(3年)が定められている。

【規制緩和の必要性】

被災地の産業を創出するために、医療機器の製造拠点を誘致することが必要。



【対応方針】

医療機器の総括製造販売責任者等の資格要件の一つである実務経験の要件(3年)に関する基準については、道県が復興推進計画に定める基準(品質管理上、保健衛生上等の観点から現行の基準に相当する基準)を適用することとする。

(参考) 東北発医療機器等開発復興特区構想

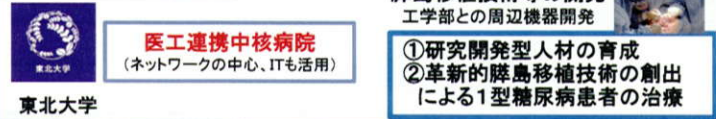
- 東北地方にはもともと内視鏡等の医療機器分野で競争力のある企業の主力工場が立地。
- 東北地方の特色・強みを活かした革新的医療機器の創出を図り、東北地方の雇用と産業を創出するため、規制緩和や開発助成を実施。

革新的な医療機器の開発促進

①岩手プロジェクト



②宮城プロジェクト



③福島プロジェクト



医療機器製造拠点の誘致

製造拠点を誘致
医療機器の製造拠点を東北地方に誘致し、産業と雇用の創出及び輸出振興を図る。



迅速な
実用化

開発拠点に対する研究費の重点化

- ・医工連携にかかる研究費の重点的な投入

医療機器治験への助成事業(三次補正)

- ・各プロジェクトにかかる医師主導治験等を助成

規制の緩和(復興特区・省令事項)

- ・運用改善
- ・薬事に関する相談の利便性の向上(PMDAの出張相談等)
- ・医療機器製造販売業等の許可基準(現場責任者の要件)の緩和等

税制措置

- ・復興特区法に係る税制上の措置等

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ~医療、福祉等~
被災地における医療・介護確保のための特例(医療法施行期規則等の特例)

④「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」の特例

外部の医療機関との連携を条件に、医師管理者や常勤医師の配置を緩和。

③「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の特例

外部の医療機関等との連携を条件に、医師の配置を緩和。

地域医療支援病院、
2次救急病院等
(日常生活圏域外)

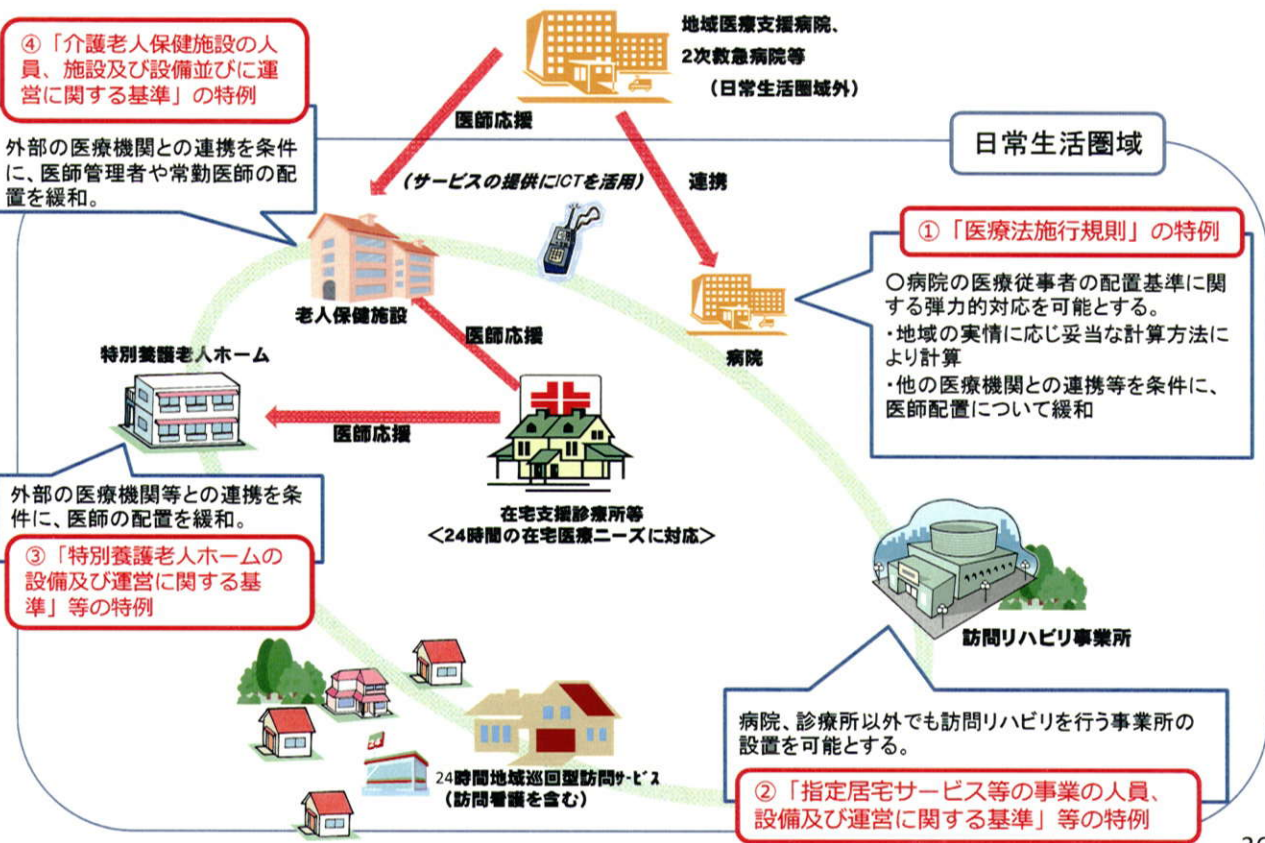
日常生活圏域

①「医療法施行規則」の特例

- 病院の医療従事者の配置基準に関する弾力的対応を可能とする。
- ・地域の実情に応じた適切な計算方法により計算
- ・他の医療機関との連携等を条件に、医師配置について緩和

②「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の特例

病院、診療所以外でも訪問リハビリを行う事業所の設置を可能とする。



【被災地のニーズ】

被災地の薬局や一般用医薬品のみを販売する店舗の面積が基準を満たさない場合でも、薬局等を開設できるよう、薬局等構造設備規則の緩和が求められている。



【現状】

薬局等構造設備規則では、薬局の店舗面積は19.8㎡以上とされている。また、一般用医薬品のみを販売する店舗の面積は13.2㎡以上とされている。



【特区の必要性】

東日本大震災で、薬局等が甚大な被害を受けたことにより、住民への医薬品の提供が困難な地域がまだ存在する。被災地の住民が少しでも身近なところで医薬品を入手できることは、保健衛生上重要。



【対応方針】

- 面積が基準を満たさない場合でも、保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認められたものについては、県等が薬局等の開設許可を与えることができるよう特例的な措置を講じ、被災地の薬局等の設置の支援を行う。

○内閣府令第九号
厚生労働省

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項及び第三十五条の規定に基づき、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令

（医療法施行規則に係る政令等規制事業）

第一条 東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四条第一項に規定する特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である道県が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地域医療確保事業（同条第一項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）の区域内にお

いて復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療を担う病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）を確保する事業をいう。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の病院に対する次項の期間内における医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第五項及び附則第五十条の規定の適用については、同令第十九条第五項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、東日本大震災（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）の影響により当該数が変動し、実情に即したものとならない場合は、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数とすることができるとし」と、同令附則第五十条第一項中「都道府県知事は、当分の間」とあるのは「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年^{内閣府}厚生労働省^令第九号）第一条の認定を受けた道県の知事は」と、「かかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて」とあるのは「かかわらず」

「一 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在する病院で

イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地と、
ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年
ハ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定さ
ニ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
あること。

域として指定された離島の地域

法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地 とあるのは「一 他の病院又は診療所との密接な連携を
れた山村

確保する等適切な医療を提供するための取組を行うと認められる病院であること。」と、同条第二項中「
医師の確保に向けた取組、病院の機能の見直し等当該病院における医師の充足率（当該病院が現に有する
医師の員数の第十九条第一項第一号の規定により当該病院が有すべき医師の員数の標準に対する割合をい
う。）の改善に向けた取組」とあるのは「他の病院又は診療所との密接な連携を確保する等適切な医療を

提供するための取組」とする。

2 前項の復興推進計画には、法第四条第二項第七号に掲げる事項として、地域医療確保事業の期間を定めるものとする。

(薬事法施行規則に係る政令等規制事業)

第二条 特定地方公共団体である道県が、法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、医療機器製造販売業等促進事業（復興推進計画の区域内において雇用機会の創出その他復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療機器（薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。次条において同じ。）の製造販売業者（同法第十二条第一項の許可を受けた者をいう。次条第一項において同じ。）及び製造業者（同法第十三条第一項の許可を受けた者をいう。次条第二項において同じ。）の事業の開始を促進する事業をいう。以下同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から次項第五号の期間が満了する日までの間、当該医療機器製造販売業等促進事業については、次条の規定を適用する。

2 前項の復興推進計画には、法第四条第二項第七号に掲げる事項として、次の各号に掲げる事項を定める

ものとする。

一 品質管理及び製造販売後安全管理（薬事法第十二条の二第二号に規定する製造販売後安全管理をいう。以下同じ。）上並びに保健衛生上の観点から薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第八十

五条第三項第一号に掲げる基準に相当する基準

二 品質管理及び製造販売後安全管理上並びに保健衛生上の観点から薬事法施行規則第八十五条第四項第一号に掲げる基準に相当する基準

三 製造管理及び品質管理上並びに保健衛生上の観点から薬事法施行規則第九十一条第三項第二号に掲げる基準に相当する基準

四 製造管理及び品質管理上並びに保健衛生上の観点から薬事法施行規則第九十一条第四項第二号に掲げる基準に相当する基準

五 当該医療機器製造販売業等促進事業の期間

第三条 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた医療機器製造販売業等促進事業に係る医療機器の製造販売業者に対する薬事法施行規則第八十五条第三項第一号及び第四項第一号の規定の適用について

ては、同条第三項第一号中「修了した後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者」とあるのは「修了した者であつて、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年^{内閣府}厚生労働省令第九号）第二条第二項第一号に掲げる基準を満たしたもの」と、同条第四項第一号中「修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者」とあるのは「修得した者であつて、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第二条第二項第二号に掲げる基準を満たしたもの」とする。

2 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた医療機器製造販売業等促進事業に係る医療機器の製造業者に対する薬事法施行規則第九十一条第三項第二号及び第四項第二号の規定の適用については、同条第三項第二号中「修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者」とあるのは「修了した者であつて、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年^{内閣府}厚生労働省令第九号）第二条第二

項第三号に掲げる基準を満たしたものと、同条第四項第二号中「修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者」とあるのは「修得した者であつて、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第二条第二項第四号に掲げる基準を満たしたものとする。

(薬局等構造設備規則に係る政令等規制事業)

第四条 特定地方公共団体である道県が、法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、薬局等整備事業（復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な薬局（薬事法第二条第十一項に規定する薬局をいう。次条第一項において同じ。）及び店舗販売業（同法第二十五条第一号に定める業務をいう。）の店舗（次条第二項において「店舗」という。）を整備する事業をいう。以下同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該薬局等整備事業については、次条の規定を適用する。

2 前項の復興推進計画には、法第四条第二項第七号に掲げる事項として、当該薬局等整備事業の期間を定めるものとする。

第五条 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であつて薬局等構

造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第三号に掲げる基準を満たさないものうち、

その所在地の道県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）にある場合においては、市長）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同令第一条第一項第三号、第八号イ、第九号ロ及び第十号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。

2 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であつて薬局等構造設備規則第二条第三号に掲げる基準を満たさないものうち、その所在地の道県知事（その所在地が保健所を設置する市にある場合においては、市長）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号、同条第八号ロ及び第九号ロの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る政令等規制事業）

第六条 特定地方公共団体である道県が、法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、訪問リハ

ハビリテーション事業所整備推進事業（復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の整備を推進する事業をいう。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）との密接な連携を確保し、指定居宅サービス等基準第七十五条に規定する指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものに対する指定居宅サービス等基準第七十七条第一項の規定の適用については、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等に係る政令等規制事業）

第七条 特定地方公共団体が、法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、介護老人福祉施設等

整備推進事業（復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な別表の上欄に掲げる施設の整備を推進する事業をいう。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の同表の上欄に掲げる施設であつて、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は同表の上欄に掲げる施設との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うとその所在地の道県知事（介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、市町村長）が認めるものについては、同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に係る政令等規制事業）

第八条 特定地方公共団体である道県が、法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、介護老人保健施設整備推進事業（復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人保健施設の整備を推進する事業をいう。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の介護老人保健施設であつて、病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び

機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものに対する介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）
第二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上」とあるのは、「介護老人保健施設の实情に応じた適當数」とする。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る政令等規制事業）

第九条 特定地方公共団体である道県が、法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の整備を推進する事業をいう。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定

の日以後は、当該復興推進計画の区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防サービス等基準第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものに対する指定介護予防サービス等基準第八十条第一項の規定の適用については、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

(医療法施行規則に係る政令等規制事業に関する経過措置)

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「第十九条第五項」とあるのは、「第十九条第三項」とする。

(薬局等構造設備規則に係る政令等規制事業に関する経過措置)

第三条 平成二十五年三月三十一日までの間における第五条第一項の規定の適用については、同項中「その

所在地の道県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）にある場合においては、市長）」とあるのは、「その所在地の道県知事」とする。

別表（第七条関係）

施設	規定
<p>介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三百三十一条第一項（医師に係る部分に限る。）</p>
<p>介護保険法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第二条第一項（医師に係る部分に限る。）</p>
<p>老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第</p>	<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>

二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム

第十二条第一項（医師に係る部分に限る。）又は第五十六条第一項（医師に係る部分に限る。）



医政発1222第12号
薬食発1222第1号
老 発1222第2号
平成23年12月22日

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
埼玉県知事
千葉県知事
新潟県知事
長野県知事

殿

厚生労働省医政局長



医薬食品局長



老健局長



厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の公布について（通知）

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府令・厚生労働省令第9号。以下「特例命令」という。）が、本日公布され、平成23年12月26日より施行することとされたところである。

特例命令の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 特例命令の趣旨

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第35条において、法第4条に規定する特定地方公共団体が、法第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業であって復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用することとされた。

これを踏まえ、復興の円滑かつ迅速な推進のために規制の特例措置を認める必要があるものについて、厚生労働省関係の政令等規制事業として次のとおり定めることとした。

2 特例命令の内容

一 地域医療確保事業（第1条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑か

つ迅速な推進のために必要な医療を担う病院を確保する事業（地域医療確保事業）及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の病院のうち、一定の申請書等を踏まえ道県の知事が必要と認めるものに対して、以下の特例措置の適用を認めること。

- ・ 配置すべき医療従事者数の計算に当たり、入院患者の数等については、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数を用いることができること
- ・ 医師配置標準については、通常の90%相当に緩和すること（ただし、医師3人は下回らないものとする。）

二 医療機器製造販売業等促進事業（第2条及び第3条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において雇用機会の創出その他復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療機器の製造販売業者及び製造業者の事業の開始を促進する事業（医療機器製造販売業等促進事業）及びその事業の期間を定め、並びに医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件の一つである実務経験の要件に関する基準について医療機器の品質管理上、保健衛生上等の観点から薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に定める基準に相当する基準を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日からその事業の期間が満了する日までの間、薬事法施行規則に定める医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件の一つである実務経験の要件に関する基準について、当該復興推進計画に定めた基準を適用するものとする。

三 薬局等整備事業（第4条及び第5条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な薬局及び店舗販売業の店舗を整備する事業（薬局等整備事業）を定め、かつ、その事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日からその事業の期間が満了する日までの間、当該事業の対象である薬局等であって、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に定める面積に関する基準

を満たさないもののうち、その所在地の道県知事等が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、薬局等構造設備規則に定める面積等の構造設備に関する基準の一部を適用しないものとする。

四 訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（第6条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業（訪問リハビリテーション事業所整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものについて、開設主体を病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しないこととする。

五 介護老人福祉施設等整備推進事業（第7条関係）

特定地方公共団体が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人福祉施設等の整備を推進する事業（介護老人福祉施設等整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の介護老人福祉施設等であって、病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと所在地の道県知事（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、市町村長）が認めるものについては、医師の配置基準について適用しないこととする。

六 介護老人保健施設整備推進事業（第8条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人保健施設の整備を推進する事業（介護老人保健施設整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の

認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の介護老人保健施設であつて、病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものに対する医師の配置基準については、当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数とすること。

七 介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（第9条関係）

特定地方公共団体である道県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業（介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の道県知事が認めるものについて、開設主体は、病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しないこととすること。

3 施行期日等

- 一 この命令は、法の施行の日（平成23年12月26日）から施行することとしたこと。（附則第1条関係）
- 二 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び薬局等構造設備規則に係る政令等規制事業に関する経過措置を設けたこと。（附則第2条及び第3条関係）